

第1章 総則

(名称)

第1条 本会はベルランド看護助産専門学校助産学科同窓会と称する。

(目的)

- 第2条 1、本会は会員相互の友情と信頼をもとに、会員の親睦を図る。
2、母校と社会医療法人生長会の発展、品性の陶冶と技術の向上に努め、助産学の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、会員名簿の作成及び会報の発行
- 2、総会、講演会、その他の集会の開催
- 3、母校の後援及び相互連絡に関する事項
- 4、前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために適当と認められる事業

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員と特別会員と名誉会員とする。

- 1、正会員は、ベルランド看護助産専門学校助産学科卒業生とする。
- 2、準会員は、ベルランド看護助産専門学校助産学科に在学するものとする。
- 3、特別会員は、歴代のベルランド看護助産専門学校助産学科教員、現学校運営委員、及び本会の目的に賛同し、本会の発展に寄与する者で、役員が適当と認めた者とする。
- 4、名誉会員は、歴代のベルランド看護助産専門学校校長と副校長とする。

(会員の移動)

第5条 会員の住所移転、その他移動のあるときは直ちに本会に届けなければならない。

(会員名簿)

第6条 会員名簿は個人情報保護法に基づき管理されなければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会は、次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、書記2名、会計1名、会計監査2名、幹事は各回生1名以上。

(役員を選出)

第8条 役員は次の方法によって選出する。

- 1、会長、副会長、書記、会計、会計監査は総会において会員中より選出する。
- 2、幹事は各回生毎に1～2名選出する。
- 3、役員に事故、または不都合が生じたときは役員会で承認を得て代理を選出する。

(役員任期)

第9条 役員の仕事は原則として2年間とする。ただし再選を妨げない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1、会長は会を統括し、円滑な運営を図るとともに総会および役員会を召集し、議長をつとめる。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
- 3、書記は総会および役員会の議事録作成、通信の整理、会員名簿の作成と修正、会誌の発行、その他出版に関する事項を行う。
- 4、会計は会費、その他の役員会の決めた金銭の収支に関する事項および報告を行う。
- 5、会計監査は、会計の報告が適正か会計監査を行う。

6、幹事は会員の移動、消息などの把握につとめ、会費を徴収し、会の運営をたすける。

(相談役)

第11条 本会に相談役をおく。相談役は学校長・副学校長に委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は総会の役員会とし、定期および臨時に開催する。

(総会)

第13条 総会は2年に1回定期に開催し、会務報告、決算報告、役員を選出、その他重要事項は審議する。臨時総会は会長および役員会において必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があったときこれを開催する。

(総会の議決)

第14条 総会における議決は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決定とする。ただし会則の改定については出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

(役員会)

第15条 役員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査よりなり、必要の都度会長が召集し、議会議、その他同窓会事務全般の運営を掌るとともに緊急を要する事項の処置にあたる。

第5章 会費

(会費)

第16条 会費は以下の通りとする。

- 1、会費は正会員より徴収する。
- 2、会費は永久会費として、1万5千円徴収する。
- 3、上記以外に、本会の目的達成のために本会が特に認めたときには、臨時に徴収することができる。

第6章 会計

(財源)

第17条 本会の財源は会費および寄付金、その他の収入をもってこれにあたる。

(会計年度)

第18条 会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第19条 本会の会計は、会計監査がこれを監査する。

第7章 付則

(施行期日)

第20条 本会則は平成18年5月より施行する。